

一般社団法人 やまぐちGISひろば 定款

内容

第1章	総 則	2
第2章	目的及び事業	2
第3章	会員及び社員	3
第4章	社 員 総 会	4
第5章	役 員	6
第6章	理事会	9
第7章	基 金	10
第8章	資産及び会計	11
第9章	定款の変更、合併及び解散等	12
第10章	委員会	12
第11章	事務局	12
第12章	附 則	13

一般社団法人やまぐちGISひろば定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人やまぐちGISひろばと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県宇部市新天町1丁目2番38号に置く
2. この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山口県内のGIS(地理情報システム)に関わる会員相互の交流と協力、並びに県内の各種教育機関、行政機関、研究機関及び企業等との連携を図り、GISを、観光、防災、安全、福利厚生及び教育等に活用し、地域創生の一翼を担う技術として推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) GISに関わる技術者の情報交換と技術力を向上する事業
- (2) GISを普及し公開していく事業
- (3) GISを観光、防災、安全、福利厚生及び教育等に活用する事業
- (4) 地域創生の一翼を担う技術として活用する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した山口県に在住する20歳以上の個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、上記正会員以外の個人
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した山口県内に本社を置く団体
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した上記以外の団体

2. 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とし、この法人に対する以下の権利を行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等の権利
- (2) 社員名簿の閲覧等の権利
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
- (4) 社員の代理権証明書面等の閲覧等の権利
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
- (6) 計算書類等の閲覧等の権利
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
- (8) 合併契約等の閲覧等の権利

(入会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費などの負担)

第8条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年社員総会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. なお、納入された入会金又は会費は会員の退会においても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名できる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他会員としての義務に違反する等、除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 第8条の義務を継続して1年以上履行しなかったとき。
- (4) 全ての総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準及び会費ならびに入会金の額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 基本財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては第17条第3項の書面（開催通知）に記載した目的及び審議事項以外は、決議することができない。

（開催）

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会とし、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）理事会において開催の決議がなされたとき。
- （2）正会員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

（招集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使するときは、2週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（定足数）

第20条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。この場合議長は正会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。
 - （1）会員の除名
 - （2）理事及び監事の解任
 - （3）定款の変更
 - （4）解散及び残余財産の処分

- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) その他法令又はこの定款で定める事項
3. 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理及び書面決議)

- 第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、代理を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。
2. 社員総会の決議について、議決権を行使することができるとしたときは、正会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項及び第2項の場合における第20条(定足数)及び第21条(決議)の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

- 第23条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成するものとする。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上 15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以下
2. 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。
3. 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任等)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議において、これを選任する。
2. 理事長及び副理事長は、理事会において、理事のうちから選定する。
3. 監事は、理事又は当法人の使用人(職員)を兼ねることができない。

4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の家族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務と権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
4. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行及びこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人(職員)に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令及びこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告する。
5. 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定める者を調査し、法令及びこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令及び定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
8. 以上、各項のほか、監事は監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終

結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として、又は増員によって選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、新たに選任した者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

（役員の報酬等）

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

（アドバイザー）

第32条 この法人に、アドバイザーを置くことができる。

2. アドバイザーは、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
3. アドバイザーは、この法人に対し、必要な助言をすることができるものとする。
4. アドバイザーは、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができるものとする。

（競業利益相反取引の制限）

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること
 - (4) その他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（役員の法人に対する損害賠償責任の一部免除）

第34条 この法人は、一般法人法第114条第1項に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第6章 理事会

（構成）

第35条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

（職務と権限）

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事である理事長及び副理事長の選定及び解職
- （4）社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- （5）規則の制定、変更及び廃止

（種類及び開催）

第37条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として次のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）理事長が必要と認めたとき
- （2）理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき
- （3）前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- （4）第28条第5項の規定により、監事から、理事長に請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項又は4項前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、臨時の理事会を開催し、新たに理事長を選定する。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 役員が、役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は第28条第6項(3ヶ月に1度の職務執行報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

2. 基金の募集、割当て及び払込等の手続きについては、理事会が別に定める基金取扱規則による。
3. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

4. 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日に終わる。

（資産の管理・運用）

第48条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規定によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、その後開催する理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第50条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
3. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（会計原則）

第51条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第53条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議、その他法令に定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第55条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする以下の法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- (1) 一般社団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 公益法人

第10章 委員会

(委員会等)

第57条 この法人の事業を円滑に推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができるものとする。

2. 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 附 則

(最初の事業年度)

第59条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第60条 この法人の、設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	三浦 房紀	山本 晴彦	関根 雅彦	
	倉田 研治	楳原 京子	堀 敬史	糸口 榮一
	吉長 啓			
設立時代表理事	三浦 房紀			
設立時副理事長	山本 晴彦			
設立時監事	江本 雅裕			

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第61条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 山口県宇部市開六丁目19番23-2号
設立時社員 堀 敬史
住所 山口県宇部市大字際波414番地132
設立時社員 糸口 榮一

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人やまぐちGISひろば設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 29年 6月 4日

設立時社員 堀 敬史

設立時社員 糸口 榮一

附 則

1. この定款は、令和3年6月14日より一部改正実施する。

令和3年6月14日

一般社団法人 やまぐちGISひろば

代表理事 三浦 房紀